社会福祉法人江津福祉会　役員等報酬規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人江津福祉会（以下「当法人」という。）定款第８条及び第２１条の規程に基づき、評議員、役員（理事及び監事）及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

（役員報酬）

第２条　当法人の役員等に対する役員報酬は、支給しないものとする。

（費用弁償）

第３条　役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

２　交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

（１）評議員

評議員会への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

（２）理事・監事

理事会等会議への出席	5,000 円
監事監査等への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

（３）評議員選任・解任委員

評議員選任・解任委員会への出席	5,000 円

（改廃）

第４条　本規程は、評議員会の承認を経て、改廃することができる。

附則

１．この規程は、令和８年６月 19 日から施行する。